

2018年3月期第2四半期(中間期)決算の概況

2017年12月21日

会 社 名 日本地震再保険株式会社 URL <http://www.nihonjishin.co.jp>
 代 表 者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 杉 町 真
 問合せ先責任者 (役職名) 管理・企画部長 (氏名) 久保田 高 司 T E L 03-3664-6098

(百万円未満切捨て)

1. 2018年3月期第2四半期(中間期)の業績 (2017年4月1日～2017年9月30日)

(1) 経営成績

(%表示は、対前年中間期増減率)

	正味収入保険料		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2018年3月期中間期	51,769	△12.8	△0	—	△0	△198.7
2017年3月期中間期	59,397	△0.4	△1	△593.9	0	—

	1株当たり中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益
	円 銭	円 銭
2018年3月期中間期	△0.36	—
2017年3月期中間期	0.36	—

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2018年3月期中間期	534,514	1,541	0.3
2017年3月期	511,297	1,542	0.3

(参考) 自己資本 2018年3月期中間期 1,539百万円 2017年3月期 1,540百万円

※ 注記事項

(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(2) 発行済株式数 (普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数(中間期)

2018年3月期中間期	2,000,000株	2017年3月期	2,000,000株
2018年3月期中間期	11,400株	2017年3月期	11,400株
2018年3月期中間期	1,988,600株	2017年3月期中間期	1,988,600株

※ 決算の概況は監査の対象外です

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2016年度 (2017年3月31日現在)		2017年度中間 (2017年9月30日現在)		比較増減	増減率
		金額	構成比	金額	構成比		
(資産の部)			%		%		%
現金及び預貯金		260,534	51.0	304,067	56.9	43,532	16.7
コールローン		1,040	0.2	118	0.0	△922	△88.7
有価証券		234,580	45.9	213,607	40.0	△20,972	△8.9
有形固定資産		43	0.0	33	0.0	△10	△23.6
無形固定資産		227	0.0	191	0.0	△36	△16.1
その他資産		14,870	2.9	16,496	3.1	1,625	10.9
資産の部合計		511,297	100.0	534,514	100.0	23,216	4.5
(負債の部)			%		%		%
保険契約準備金		460,327	90.0	480,033	89.8	19,705	4.3
支払準備金		3,581	0.7	2,249	0.4	△1,332	△37.2
責任準備金		456,745	89.3	477,783	89.4	21,037	4.6
受託金		36,103	7.1	37,109	6.9	1,006	2.8
その他負債		10,630	2.1	13,652	2.6	3,022	28.4
未払法人税等		144	0.0	140	0.0	△3	△2.6
退職給付引当金		151	0.0	155	0.0	4	2.7
役員退職慰労引当金		5	0.0	7	0.0	2	38.1
賞与引当金		22	0.0	23	0.0	0	3.8
特別法上の準備金		2	0.0	2	0.0	△0	△12.3
価格変動準備金		2	0.0	2	0.0	△0	△12.3
地震保険評価差額金		2,511	0.5	1,987	0.4	△523	△20.9
繰延税金負債		0	0.0	0	0.0	△0	△11.9
負債の部合計		509,755	99.7	532,972	99.7	23,217	4.6
(純資産の部)			%		%		%
資本金		1,000	0.2	1,000	0.2	-	-
利益剰余金		546	0.1	545	0.1	△0	△0.1
利益準備金		1	0.0	1	0.0	-	-
その他利益剰余金		545	0.1	544	0.1	△0	△0.1
特別積立金		17	0.0	17	0.0	-	-
価格変動特別積立金		39	0.0	39	0.0	-	-
繰越利益剰余金		488	0.1	487	0.1	△0	△0.1
自己株式		△5	△0.0	△5	△0.0	-	-
株主資本合計		1,540	0.3	1,539	0.3	△0	△0.0
その他有価証券評価差額金		2	0.0	1	0.0	△0	△11.9
評価・換算差額等合計		2	0.0	1	0.0	△0	△11.9
純資産の部合計		1,542	0.3	1,541	0.3	△0	△0.1
負債及び純資産の部合計		511,297	100.0	534,514	100.0	23,216	4.5

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2016年度中間 〔2016年4月 1日から 2016年9月30日まで〕	2017年度中間 〔2017年4月 1日から 2017年9月30日まで〕	比較増減	増減率
		金額	金額		
経常収益		246,980	53,873	△193,107	△78.2
保険引受収益		241,551	53,155	△188,396	△78.0
（うち正味収入保険料）		59,397	51,769	△7,627	△12.8
（うち積立保険料等運用益）		139	53	△86	△61.9
（うち支払備金戻入額）		-	1,332	1,332	-
（うち責任準備金戻入額）		182,014	-	△182,014	△100.0
資産運用収益		5,429	717	△4,711	△86.8
（うち利息及び配当金収入）		763	585	△177	△23.3
（うち有価証券売却益）		147	52	△94	△64.4
（うち金融派生商品収益）		4,658	-	△4,658	△100.0
（うち為替差益）		-	131	131	-
（うち積立保険料等運用益振替）		△139	△53	86	-
その他経常収益		0	0	0	400.7
経常費用		246,981	53,873	△193,108	△78.2
保険引受費用		241,146	52,746	△188,400	△78.1
（うち正味支払保険金）		200,023	5,562	△194,460	△97.2
（うち損害調査費）		7,870	1,408	△6,462	△82.1
（うち諸手数料及び集金費）		23,299	24,737	1,438	6.2
（うち支払備金繰入額）		9,953	-	△9,953	△100.0
（うち責任準備金繰入額）		-	21,037	21,037	-
資産運用費用		5,032	365	△4,666	△92.7
（うち有価証券売却損）		10	12	1	14.4
（うち金融派生商品費用）		-	338	338	-
（うち為替差損）		5,010	-	△5,010	△100.0
営業費及び一般管理費		721	718	△3	△0.5
その他経常費用		81	44	△37	△45.7
（うち支払利息）		81	44	△37	△45.7
経常損失（△）		△1	△0	0	-
特別利益		2	0	△1	△84.7
税引前中間純利益又は税引前中間純損失（△）		0	△0	△1	△165.9
法人税及び住民税		0	0	-	-
法人税等合計		0	0	-	-
中間純利益又は中間純損失（△）		0	△0	△1	△198.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

① 2016年度中間

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金				自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等計		
		利益 準備 金	その他利益剰余金		利益剰 余金計						
		特別積 立金	価格変 動特別 積立金	繰越利 益剰余 金							
当期首残高	1,000	1	17	39	487	544	△5	1,539	3	3	1,542
当中間期変動額											
中間純利益					0	0		0			0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									△0	△0	△0
当中間期変動額合計					0	0		0	△0	△0	0
当中間期末残高	1,000	1	17	39	487	545	△5	1,539	2	2	1,542

② 2017年度中間

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金				自己 株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等計		
		利益 準備 金	その他利益剰余金		利益剰 余金計						
		特別積 立金	価格変 動特別 積立金	繰越利 益剰余 金							
当期首残高	1,000	1	17	39	488	546	△5	1,540	2	2	1,542
当中間期変動額											
中間純損失					△0	△0		△0			△0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									△0	△0	△0
当中間期変動額合計					△0	△0		△0	△0	△0	△0
当中間期末残高	1,000	1	17	39	487	545	△5	1,539	1	1	1,541

2. 補足情報

(1) 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分		2016年度 (2017年3月31日現在)	2017年度中間 (2017年9月30日現在)
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	282,607	294,091
	資本金又は基金等	1,540	1,539
	価格変動準備金	2	2
	危険準備金	—	—
	異常危険準備金	278,846	290,732
	一般貸倒引当金	—	—
	その他有価証券の評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	2,218	1,817
	土地の含み損益	—	—
	払戻積立金超過額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
	控除項目	—	—
	その他	—	—
(B)	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R1 + R2)^2 + (R3 + R4)^2} + R5 + R6$	188,948	161,463
	一般保険リスク (R1)	—	—
	第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
	予定利率リスク (R3)	—	—
	資産運用リスク (R4)	7,343	7,397
	経営管理リスク (R5)	3,704	3,165
	巨大災害リスク (R6)	177,900	150,900
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	299.1%	364.2%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- ①保険引受上の危険
(一般保険リスク)
(第三分野保険の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
- ②予定利率上の危険
(予定利率リスク) : 積立型保険について実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険
(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険
(経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険
(巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

◎当社は、「地震保険に関する法律」に基づき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっております。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」